

必修科目の成績評価に関する申合せ

平成29年10月24日
研究科委員会決定

必修科目の成績評価については、下記のとおり取り扱うものとする。

1 合同ゼミナールの成績評価について

(1) 成績評価の基準

主指導教員から事前指導を受け、合同ゼミナール当日に講義を受講し、ポスター発表を行い、合同ゼミナール終了後、主指導教員から事後指導を受けることによって成績を評価する。

また、欠席の届け出をし、代替措置による課題を提出することによって、合同ゼミナールの出席に替えて成績を評価する。

(2) 成績評価の手続き

成績評価については、主指導教員が学年ごとに行い、研究科委員会で決定する。学年ごとの評価を2年次又は3年次に研究科委員会で総合評価する。

2 特別研究の成績評価について

(1) 成績評価の基準

主指導教員から年間を通じて、論文指導を受けること。なお、休学期間がある年度については、成績評価を行わない。